

熊取町公民館・町民会館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊取町公民館・町民会館整備基本構想（仮称）（以下「基本構想」という。）の策定および基本設計の策定にあたり、熊取町公民館・町民会館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 公募型プロポーザルにおける業者選定に関すること。
- (3) 基本設計の策定に関すること。
- (4) その他基本構想および基本設計の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって11人以内で組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。